

南西部地域医療圏における外来医療に係る医療提供体制の確保に向けた取組について
朝霞保健所

令和2年度第1回埼玉県南西部地域保健医療・地域医療構想協議会において、標記取組について了承されたので、以下のとおり令和3年1月から取組を開始した。

【新規開業者】

- ①新規開業者に対して、地域で不足する外来医療機能の情報提供、協力依頼を県ホームページで行う。
- ②令和3年1月～3月に診療を開始する医療機関はなかったが、4月以降に開始する新規開業者に対して、取組の概要を説明するとともに開業状況や地域で不足する外来医療機能を担うことへの可否等を回答する書面の提出を依頼した。

【既存の医療機関】

- ①既存の医療機関に対して、地域で不足する外来医療機能の情報提供、協力依頼を県ホームページで行う。
- ②令和3年1月に医療機能情報定期報告の依頼に併せて「外来医療に係る医療提供体制の確保に向けた協力をお願い」を同封し、既に協力済みの医療機関を含む13件の回答があった。